

児童扶養手当・特別児童扶養手当

健康福祉課子育て支援室
高齢・障害係
☎(25)11843



④父、母または養育者が日本
国内に住所がないとき

児童扶養手当制度

父母の離婚などにより、父または母と生計を同じくしていない児童を育成されている家庭（ひとり親家庭）などの生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図るための制度です。

受給できるかた

手当を受けることができるかたは、次の条件に当てはまる18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を監護している母や、児童を監護し生計を同じくする父または児童を養育しているかたです。

①父母が婚姻を解消した児童
②父または母が死亡した児童
③父または母が重度の障がい（国民年金の障がい等級1級程度）にある児童
④父または母の生死が明らかでない児童

①父または母から引き続き1年以上遺棄されている児童
⑥父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
⑦父または母が引き続き1年以上拘禁されている児童
⑧母の婚姻によらないで生まれた児童
⑨父母とも不明である児童

※なお、児童が身体または精神に中程度以上の障がいを有する場合は、手続きにより20歳未満まで手当の支給延長が認められます。

受給できないかた

①児童が日本国内に住所がないとき
②児童が児童福祉施設に入所しているときまたは里親に委託されているとき
③児童が父または母の配偶者（内縁関係含む）に養育されているとき（父または母がガルバニウム治療による自閉症や広汎性発達障害がない場合を除く）

支払時期

それぞれ4月、8月、12月（原則11日）に前月までの4ヶ月分を口座振込で支払います。

支給額（4月現在）

区分	全部支給	一部支給
児童1人	月額42,290円	月額42,280円～9,980円
児童2人	上記金額に9,990円加算	上記金額に9,980円～5,000円加算
児童3人以上	さらに5,990円ずつ加算	さらに5,980円～3,000円ずつ加算

す。

・新規認定請求書
・請求者と対象児童の戸籍謄本
・印鑑、請求者本人名義の預金通帳の写し、年金手帳の写し

受給できないかた

・児童が施設に入所している
・児童が障がいを理由とする
公的年金を受給しているとき

・所得証明書（鳥羽市にその年の1月1日に住所がなった場合に提出）
・その他、受給資格の種類に応じて追加していただく書類があります。

・申請には、個人番号および本人確認が必要です。
くわしくは健康福祉課子育て支援室へ問い合わせてください。

・申請には、個人番号および本人確認が必要です。
くわしくは健康福祉課子育て支援室へ問い合わせてください。

・世帯全員の住民票の写し
・新規認定請求書
・請求者と対象児童の戸籍謄本
・印鑑、通帳の写しまたは□座申出書

区分	児童1人
1級	月額51,450円
2級	月額34,270円

※区分は、身体障害者手帳の等級とは異なります。

支給額（4月現在）



・特別児童扶養手当認定診断書（障がいの内容によっては、手帳の写しを提出することで診断書の省略可）
・申請には、個人番号および本人確認が必要です。
くわしくは、健康福祉課高齢・障害係へ問い合わせてください。

政令で定める程度の障がいのある20歳未満の児童の福祉の増進を図るための制度です。

特別児童扶養手当制度

精神、身体または知的の障がいのある20歳未満の児童を監護している父母または養育者（障がいの種類により異なりますが身体1～3級、療育A～B1程度または診断書による自閉症や広汎性発達障害など）